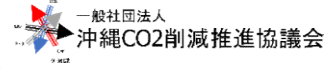


地方公共団体で使える非常用発電機(GHPガス空調など)補助金(経済産業省)



※大規模な複合災害が発生する可能性がある地域において、自治体における防災の拠点となる施設等に石油製品等を安定的に供給し、自治体が住民の避難をはじめとする多様な災害対応を確実に実施する体制を確保する目的で発電設備及び燃料タンク等の設置費用を補助する事業

項目		経済産業省:燃料備蓄自治体防災拠点補助金
執行団体		株式会社ジェイアール東日本企画
予算/事業期間		10.1億円(本予算)/単年度事業
補助上下限	地方公共団体	上限10億円
補助率	地方公共団体	10分の10(採択額は審査の上決定)
対象自治体		日本国内の地方公共団体(都道府県、市町村等)であり、大規模エネルギー供給施設(発電所、製油所、ガス供給施設等)が区域内に立地しており、大規模な複合災害が発生する可能性のある自治体
対象事業		<ul style="list-style-type: none"> ・災害時には避難、備蓄などの機能持続が必要不可欠であり、自治体における防災の拠点となる施設に自家用発電設備等の設置を行う事業 ・または自家用発電設備等の設置にあわせて施設の整備を行う事業 ※例として、次の様な施設を想定 消防署、警察署、教育文化施設、医療施設、社会福祉施設、通信施設、産業振興施設、庁舎(防災関連業務に関わる部分に限る)等
設置必須設備		自家用発電設備等、石油製品(ガソリン、灯油、軽油、重油、石油ガス等)を貯蔵する容器の設置
対象施設(新築・既設)		新築OK、既設の新設更新いずれもOK
補助対象設備要件		①自家用発電設備等(石油・ガス製品等を燃料とする設備であること) a)自家用発電設備 b)燃焼機器(調理・炊飯、暖房を目的とするもの) c)給湯機器 d)ガス空調機 ※ただし、b)及びc)については 災害時等 にのみ使用するものに限る ②燃料タンク等 ・自家用発電設備に付随するガソリン、灯油、軽油、重油、石油ガス等を貯蔵する容器等の設備 ※携行缶やポリタンク等の容器は補助対象外とする ※都市ガスを活用する場合は事務局に予め相談すること ・非常時に対象施設の操業を 3日程度以上 持続させるために必要な設備であること ③防災拠点施設 ・災害時には避難、備蓄などの機能を有し、災害対策活動の拠点となる施設であるとともに、平常時においても、防災研修や訓練の場となりうる施設である等、自治体が災害対応を行う際に拠点となる施設 ※自家用発電設備等及び燃料タンク等を設置するために必要な場合のみ補助の対象となる
補助対象経費要件		①設計費 ・実施設計に要する費用。(基本設計に基づいて作成された、詳細な設計作業) ※自家用発電設備、燃料タンク等の基本設計費は補助対象外とする ②設備費 ・自家用発電設備、燃料タンク等の購入、製造、輸送、保管に要する費用 ・防災拠点施設の整備のための設備の購入に要する費用 ※ただし、中古品の導入、賃借料(リース代)、予備品に係る経費は補助対象外とする ※増設、更新についても補助対象とする ③工事費 ・自家用発電設備、燃料タンク等の設備設置工事にかかる費用 ・防災拠点施設の整備のための工事にかかる費用 ・機械基礎については、必要最低限の工事のみを補助対象とする
事業期間		単年度(原則)事業費1.5億円以上は2年間可能
申請代行		履行補助者にて申請書作成は可能
申請について		交付申請→実績報告
交付申請		令和3年度1次4/9~5/7 2次5/10~5/28 3次5/31~6/18 4次6/21~7/9
交付決定		8月下旬~(優先順位有り)
入札及び契約・工事開始		交付決定後
事業完了		2月頃
実績報告		令和4年3月4日(必着)か、補助事業完了日後30日以内いずれか早い日
確定検査		3月中(現地調査は必要に応じて)
補助金入金		3月中

補助対象等

スケジュール